

令和7年2月27日
(一社)全国中央市場青果卸売協会
令和6年度経営研修会

卸売市場をめぐる諸情勢について

農林水産省
大臣官房 新事業・食品産業部 食品流通課

1 合理的な費用を考慮した価格形成



食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方 (食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 令和6年6月12日)



- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
- また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つ**など、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施**。
- **合理的な価格の形成**、人口減少下における**土地改良の在り方**などの**関連法案**については、**令和7年中の国会提出**を視野に**法制化**を検討。

食料システムの持続性の確保に向けた合理的な価格の形成等 (法制化)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の協議によるコスト指標づくりを推進しつつ、持続的な食料供給に必要な合理的なコストを考慮する仕組みを新たに法制化 ・食料システムの持続性の確保に向けた食品事業者の取組促進 (環境・人権、農業者との連携等) 等 	令和7年中の法案国会提出
人口減少下における農業用インフラの保安全管理 (土地改良法制の見直し)	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に対応し、基幹的な用排水施設について、申請がなくても更新等を行えるよう手続の簡素化 ・末端インフラの適切な保全のため、土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進 ・災害リスクの増大に対応するため、緊急的な防災事業について、事業目的に地震・豪雨対策に加え老朽化対策を追加 	令和7年中の法案国会提出
環境負荷低減の取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省関係の補助金受給に際し、適正な化学農薬・肥料の使用など、環境負荷低減に取り組むこと等を要件とするクロスコンプライアンスの実施 (令和6年度から試行実施中) ・更に先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に交付金を交付する仕組みの創設 (令和9年度以降を想定) ・消費者理解醸成に向けた環境負荷低減の取組の見える化、J-クレジットによる民間資金の活用 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年～クロスコンプライアンス実施 ・令和9年目途環境関係の交付金の在り方見直し

食料・農業・農村基本計画の改定

食料安全保障の強化に向けた施策の集中実施

令和6年通常国会に法案を提出	食料供給困難事態への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・民間在庫を含めた国の潜在的な食料供給確保量の把握 ・上記を踏まえて民間在庫も組み合わせた総合的な備蓄方針の明確化 ・具体的な局面を想定した食料供給困難事態の対処方針の明確化 等 	法案の成立状況を踏まえて対応	令和7年中国の基本方針策定
人・農地の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年3月末までの各地における地域計画の策定 ・地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化、ほ場整備 ・令和7年中に、食料安全保障の強化に必要な農地面積の明確化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年3月末まで地域計画の策定 ・令和7年中国の基本指針策定 		
スマート農業技術の開発促進と生産・流通等の方式の変革	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年中に、スマート農業技術の重点開発目標の設定 (基本方針の策定) ・農研機構の施設供用等を通じたスタートアップ支援 ・リース方式、サービス事業者等を通じたスマート農業機械の普及と、生産現場での栽培方式等の変革促進 等 	令和6年中国の基本方針策定		



- 我が国を取り巻く状況変化を踏まえ、**食料安全保障の確立**等を柱に、令和6年6月に**食料・農業・農村基本法**を改正。

（食料安全保障の確保）

第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。

2・3 （略）

4 国民に対する**食料の安定的な供給**に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、**農業及び食品産業の発展**を通じた**食料の供給能力の維持**が図られなければならない。

5 **食料の合理的な価格の形成**については、**需給事情及び品質評価**が適切に**反映**されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の**食料システム**（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の**関係者**によりその**持続的な供給に要する合理的な費用が考慮**されるようにしなければならない。

6 （略）



（食料の円滑な入手の確保）

第十九条 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、**地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の寄附が円滑に行われるための環境整備**その他必要な施策を講ずるものとする。

（食品産業の健全な発展）

第二十条 国は、**食品産業が食料の供給**において果たす**役割の重要性**に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の**食料の持続的な供給に資する事業活動の促進、事業基盤の強化、円滑な事業承継の促進、農業との連携の推進、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

（食料の持続的な供給に要する費用の考慮）

第二十三条 国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者による**食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進及びこれらの合理的な費用の明確化の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

（農産物の価格の形成と経営の安定）

第三十九条 国は、農産物の価格の形成について、**第二十三条**に規定する施策を講ずるほか、消費者の**需要に即した農業生産**を推進するため、**需給事情及び品質評価が適切に反映されるよう、必要な施策を講ずるものとする。**

食料システムを通じた食料の持続的な供給



【直面する課題】

原材料価格の高騰や急速な円安の進行など、農業・食品産業の事業環境が急激に変化。



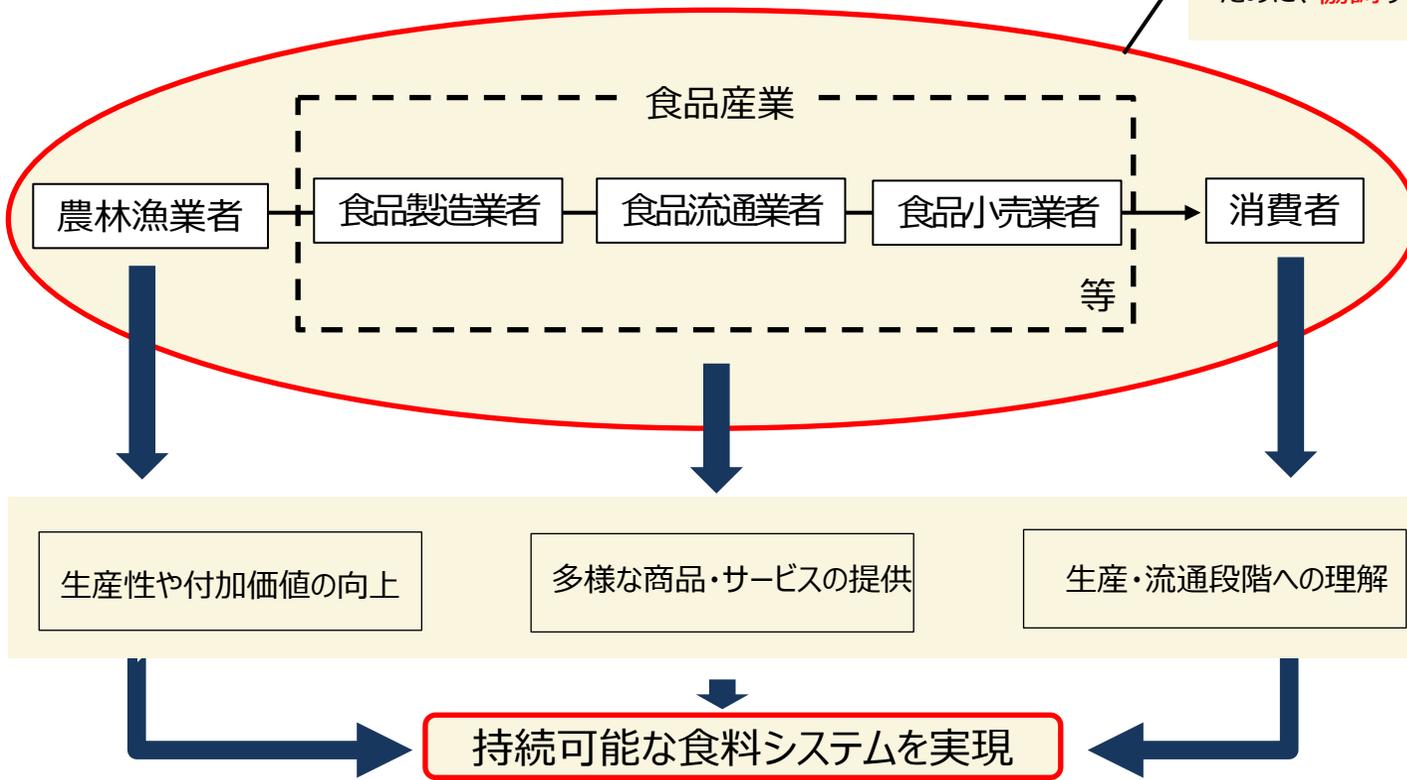
【考え方】

食品の生産から消費までの各段階の関係者を通じて、持続的に供給できるよう協調。



【目指すべき食料システムの姿】

消費者の理解の下、食料システムの持続性を確保するために、協調することが必要。



適正な価格形成に関する協議会



- 令和5年8月から、生産から消費に至る食料システムの関係者が一堂に会する協議会を開催。
- 協議会の下には、**飲用牛乳、豆腐・納豆、米、野菜**のワーキンググループを設置し、**具体的に議論**。

<構成員>

【生産者】		
全国農業協同組合中央会	馬場 利彦	専務理事
全国農業協同組合連合会	齊藤 良樹	代表理事専務
日本農業法人協会	井村 辰二郎	副会長
中央酪農会議	隈部 洋	副会長
【製造業者】		
食品産業センター	荒川 隆	理事長
日本乳業協会	宮崎 淑夫	専務理事
【流通業者】		
全国中央市場青果卸売協会	出田 安利	専務理事
日本加工食品卸協会	時岡 肯平	専務理事
【小売業者】		
日本チェーンストア協会	牧野 剛	専務理事
日本スーパーマーケット協会	江口 法生	専務理事
全国スーパーマーケット協会	島原 康浩	常務理事
【外食・中食業者】		
日本フードサービス協会	坂本 修	専務理事
日本惣菜協会	黒田 久一	副会長
【消費者】		
日本生活協同組合連合会	二村 睦子	常務理事
全国消費者団体連絡会	郷野 智砂子	事務局長
主婦連合会	田辺 恵子	副会長
【学識経験者】		
九州大学	福田 晋	名誉教授
宮城大学	三石 誠司	副学長・教授

<開催実績>

月日	会合
令和5年 8月29日	第1回 適正な価格形成に関する協議会
10月11日	第2回 適正な価格形成に関する協議会 → ワーキンググループの設置を決定
20日	第1回 飲用牛乳ワーキンググループ
30日	第1回 豆腐・納豆ワーキンググループ
11月17日	第2回 飲用牛乳ワーキンググループ
28日	第2回 豆腐・納豆ワーキンググループ
12月27日	第3回 適正な価格形成に関する協議会
令和6年 2月 9日	第3回 豆腐・納豆ワーキンググループ
3月15日	第3回 飲用牛乳ワーキンググループ
4月 5日	第4回 適正な価格形成に関する協議会
8月 2日	第5回 適正な価格形成に関する協議会
10月24日	第6回 適正な価格形成に関する協議会 → ワーキンググループの設置を決定
11月 5日	第1回 米ワーキンググループ
6日	第1回 野菜ワーキンググループ
令和7年 2月 4日	第2回 米ワーキンググループ
7日	第2回 野菜ワーキンググループ

食品産業の持続的な発展に向けた検討会



- 令和5年8月から、生産から消費に至る食料システムの関係者が一堂に会する**検討会**を開催。
- 検討会の下に、**食料安全保障、環境等配慮、人口減少社会**の3つのプロジェクトチームを設置し、議論。

<構成員>

【生産者】	全国農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会 日本農業法人協会	馬場 利彦 専務理事 齊藤 良樹 代表理事専務 紺野 和成 専務理事
【製造業者】	食品産業センター 明治HD株式会社 株式会社一ノ蔵	荒川 隆 理事長 松岡 伸次 常務執行役員CSO 浅見 紀夫 相談役
【流通業者】	全国中央市場青果卸売協会 日本加工食品卸協会 食品等流通合理化促進機構 全国青果卸売協同組合連合会 全日本トラック協会	出田 安利 専務理事 時岡 肯平 専務理事 村上 秀徳 会長 井出 禎久 専務理事 若林 陽介 理事長
【小売業者】	日本チェーンストア協会 日本スーパーマーケット協会 全国スーパーマーケット協会	牧野 剛 専務理事 江口 法生 専務理事 島原 康浩 常務理事
【外食・中食業者】	日本フランチャイズチェーン協会 日本フードサービス協会 日本惣菜協会 日本べんとう振興協会	大日方 良光 専務理事 坂本 修 専務理事 今里 有利 副会長 嵯峨 哲夫 専務理事
【消費者】	日本生活協同組合連合会 全国消費者団体連絡会 主婦連合会	二村 睦子 常務理事 郷野 智砂子 事務局長 柿本 章子 副会長
【スタートアップ】	株式会社UnlocX 株式会社スベックホルダー DAIZ株式会社	田中 宏隆 代表取締役CEO 大野 泰敏 代表取締役社長 杉山 浩司 顧問（戦略・海外担当）

<開催実績・予定>

月日	会合
令和5年 8月 31日	第1回 食品産業の持続的な発展に向けた検討会 → プロジェクトチームの設置を決定
9月 26日	第1回 食料安全保障プロジェクトチーム
10月 6日	第1回 環境等配慮プロジェクトチーム
13日	第1回 人口減少社会プロジェクトチーム
24日	第2回 食料安全保障プロジェクトチーム
11月 2日	第2回 環境等配慮プロジェクトチーム
10日	第2回 人口減少社会プロジェクトチーム
17日	第3回 食料安全保障プロジェクトチーム
24日	第3回 人口減少社会プロジェクトチーム
12月 22日	第2回 食品産業の持続的な発展に向けた検討会
令和6年 8月 29日	第3回 食品産業の持続的な発展に向けた検討会
令和7年 1月 21日	第4回 食品産業の持続的な発展に向けた検討会

合理的な費用を考慮した価格形成と持続的な食料システムの確立の一体的な検討

- 合理的な費用を考慮した価格形成に関する議論では、単にコスト上昇による価格転嫁を促すばかりでなく、**国産原材料の活用**や、有機農産物等を通じた**環境負荷の抑制**等により、**付加価値の向上**を併せて促進することを求める声。
- このため、**合理的な費用を考慮した価格形成**と、**持続的な食料システムの確立**を**一体**の取組として併せて検討。

価格転嫁ばかりでなく、
付加価値の向上を
要望

国産原材料の活用、
環境負荷低減等を
促進

合理的な費用を考慮した価格形成

- ① コストの把握・明確化
- ② コストを考慮した取引の実施 等

持続的な食料システムの確立

- ① 農林漁業者との安定的な取引関係の確立
 - ② 流通の合理化
 - ③ 環境負荷低減等の促進
 - ④ 消費者の選択への寄与
- ※ ①～④には、技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。

合理的な費用を考慮した価格形成を実現

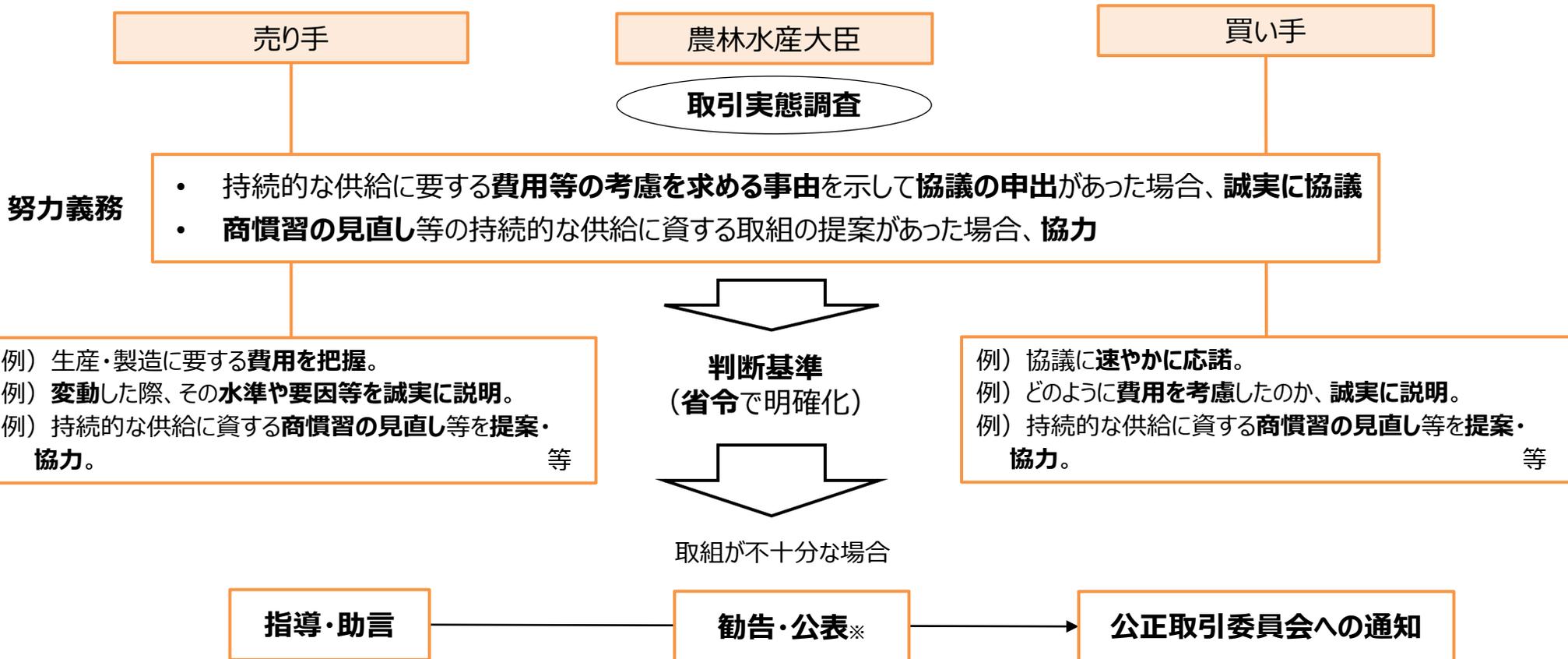
食品の付加価値向上等の取組を促進

消費者の理解を得ながら、食料の持続的な供給を実現

規制措置（全体像）

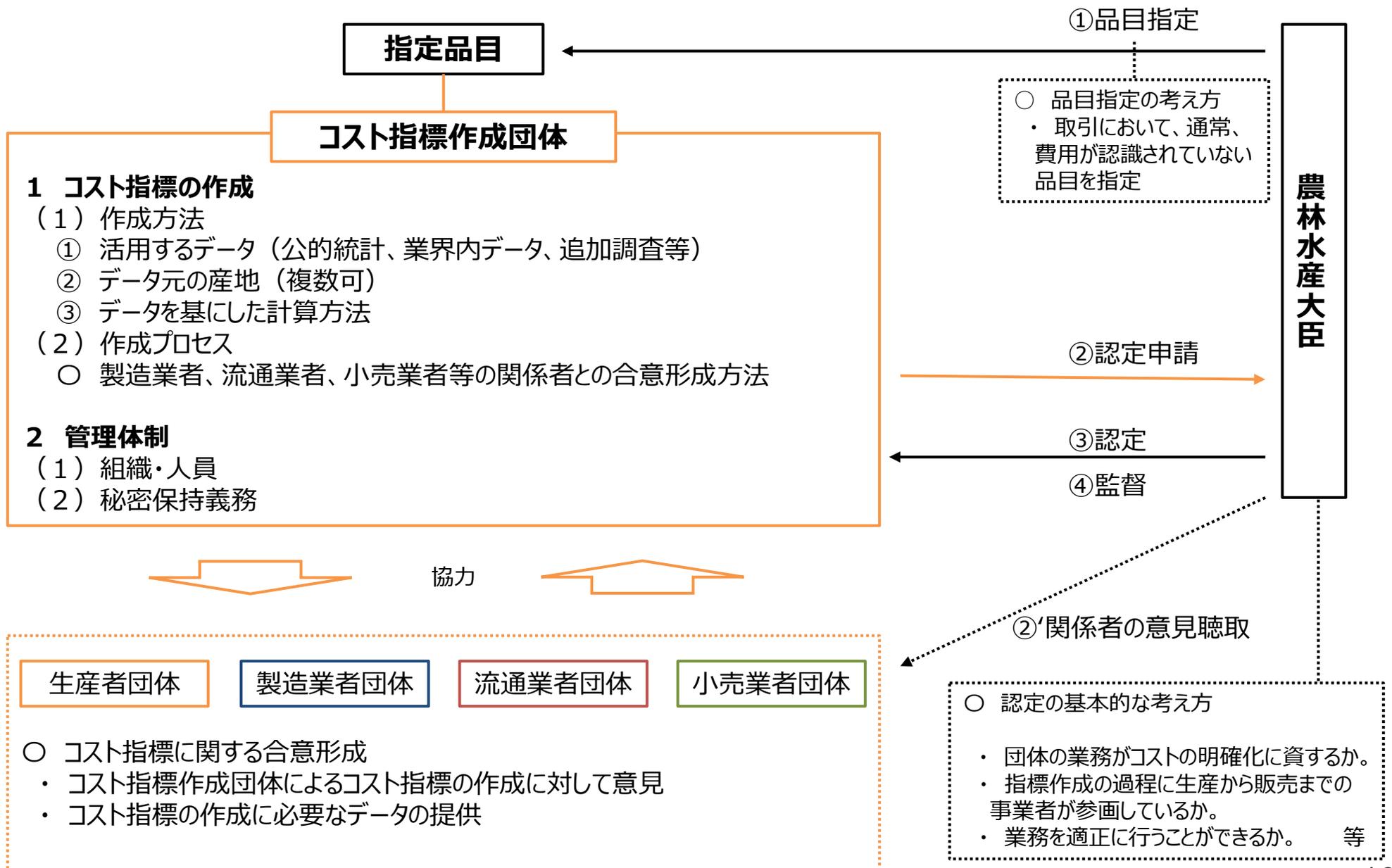
- 最終的な取引条件は**当事者間で決定**という自由主義の前提を維持した上で、飲食料品等事業者等の「**努力義務**」を明確化。
 - ① 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求め**る事由を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**
 - ② **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**協力**
- 農林水産大臣が、努力義務に対応した「**行動規範**」（**判断基準**）を省令で明確化。取組が不十分な場合等は、**指導・勧告**等。

【新たな仕組み】 需給や品質を基本としつつ、**合理的な費用を「考慮」** ～規制措置の導入～



※ 勧告に必要な限度において、報告徴収・立入検査（罰則あり）を実施。

品目の指定／コスト指標の作成



規制的措置の流れ



- **食料全般**に関して、**実態調査**を実施。努力義務・判断基準に照らして取組が不十分な場合、**規制的措置**を実施。

《取引実態調査》

- **食料全般**に関する実態調査に基づき、費用、取引価格等を把握。

《努力義務》 ～規制的措置として導入～

- 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求め**る事由を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**。
- **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**協力**。

《判断基準》

売り手	買い手
～詳細は省令で規定～	

《指導・助言》

- **適確な実施を確保**するため必要な場合、当該食料関係事業者を対象に指導・助言を実施。

《報告・立入検査》

- 勧告に必要な場合、報告を求め、立入検査を行い、実態を詳細に把握。

《勧告・公表》

- **実施状況が不十分**な場合、実態の改善を勧告。勧告に従わない場合、**事業者名**、勧告した旨を**公表**。

注) 報告・立入検査、勧告・公表は指定品目を対象に実施

《公正取引委員会への通知》

- **不公正な取引方法に該当する事実**があると考えるときには、公正取引委員会に通知。

《参考》 不十分な取組のイメージ

- 判断基準に照らして取組が不十分な場合の**代表的な適用対象**は、以下のようなものを想定。

【価格交渉の拒否】

- 売り手からコスト上昇やコスト指標の変動を理由とした価格交渉を申し入れたにも関わらず、**協議に一切応じない**。
- 費用の考慮に関する見解について説明を求めても、**一切回答がない**。
- 価格交渉に際し、**過度に詳細な費用の内訳の提出**を求められ、費用の考慮の状況に関する見解について説明がない。



【補助金等を理由とする値引き要請】

- 売り手の支援を目的とした国による**補助金等の支援措置**を理由とした**当該支援分等の値引き要請**を行う。



【納品価格の一方向的な決定】

- 合理的な消費者の値頃感等を理由として、**コストを著しく下回る価格**での納入を**一方向的**に求めることが**常態化**している。



【商慣習の改善に対する一方向的な非協力】

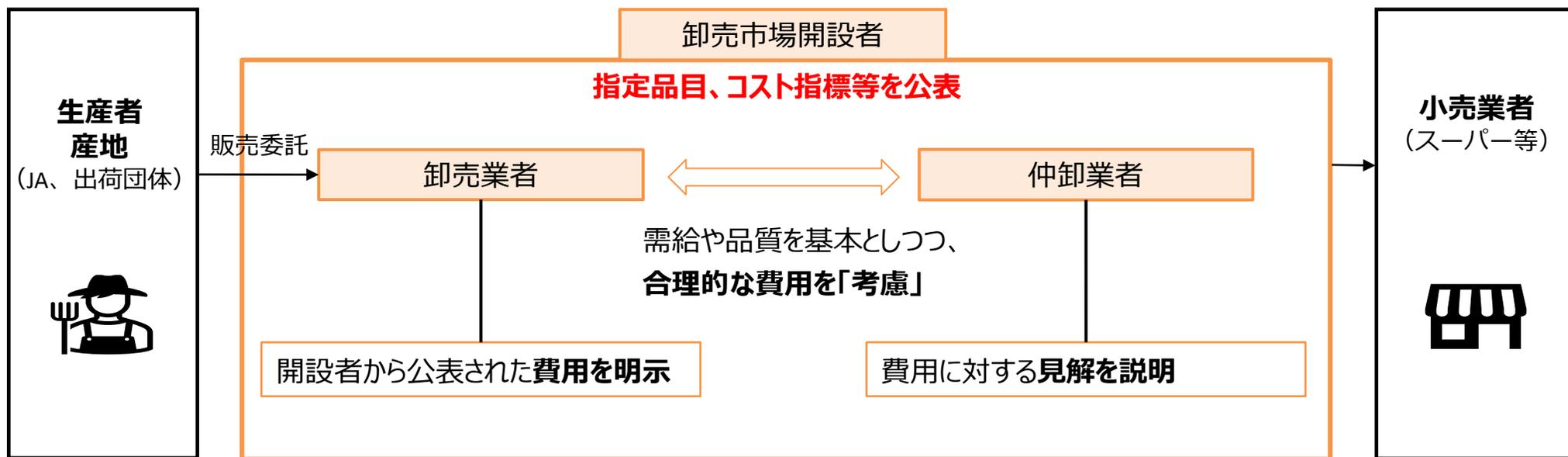
- 人手不足、物流コストの上昇等を背景とした納品頻度の削減等に対し、**商品で常時棚を埋めることを過剰に優先し、一方向的に協力しない**。



市場取引での対応

- 卸売市場では、**価格を調整弁**として、出荷された青果物等を**早急に売買**。
- 卸売市場でコストを考慮するため、**開設者が指定品目、コスト指標等を公表**。

○ 市場取引でのコストの考慮



(運用) ・貯蔵性の高い品目 ・売残りの場合には、翌日持越し ・取扱数量を設定 等

計画制度

- 持続的な食料システムの確立に向けて、次の施策を法制化。
 - ① 国が策定する基本方針に即し、**食品等事業者等が計画を策定。農林漁業者との安定的な取引関係の確立等の取組**を実施。
 - ② 国等は、融資・税制等により**総合的に支援**。

食品事業者、農林漁業者等

1 持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する計画

(1) 農林漁業者との安定的な取引関係の確立

- 農林漁業者との連携強化を促し、地域を先導する意欲のある食品事業者（地域先導食品事業者）の取組を促進

(2) 流通の合理化

- 流通経費の削減や付加価値の向上等の取組を推進

(3) 環境負荷低減の促進

- 環境負荷低減の食品事業者の取組を促進

(4) 消費者の選択への寄与

- 消費者の持続的な供給に資する物の選択を推進

注) (1) ~ (4) には、技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。

2 関係者によるプラットフォームを構築し、連携を促進する計画

- 地域の農林漁業者、食品事業者等の関係者が幅広く参加するプラットフォーム等を構築

農水大臣

基本方針

農水大臣

認定

国等

- 日本政策金融公庫による**長期・低利融資**

- **中小企業等経営強化法との連携による税制特例**

- **産業競争力強化法との連携による環境負荷低減や事業基盤強化の支援**

等

計画／計画策定主体／計画内容

○ 4つの主要な「事業活動計画」と、プラットフォームによる「連携支援計画」の策定主体、内容等は概ね表のとおり。

1. 事業活動計画

計画	計画策定主体			計画内容				
	食品等事業者	農林漁業者	研究開発事業者	必須の取組	任意の取組			
					経営力向上	研究開発	脱炭素化	事業再編
安定取引関係確立事業活動	◎	○	○	◎	○	○	-	○
流通合理化事業活動	◎	-	○	◎	○	○	-	○
環境負荷低減事業活動	◎	-	○	◎	○	○	○	○
消費者選択支援事業活動	◎	-	○	◎	○	○	-	○
支援内容				公庫・長期低利融資等	中小企業等経営強化法の特例措置	農研機構の施設等の供用	産業競争力強化法の特例措置	産業競争力強化法の特例措置

2. 連携支援計画

計画	計画策定主体		計画内容	
	支援機関		必須の取組	任意の取組
				補助金で整備した施設の活用
連携支援事業	◎		◎	○
支援内容			機構の債務保証	補助金適正化法の特例措置

支援措置（活用イメージ）



支援措置	計画（例示）	取組内容（例示）	適用（例示）
融資	① 農林漁業者との安定的な取引関係の確立 ② 流通の合理化 ③ 環境負荷低減の促進 ④ 消費者の選択への寄与	○ 農林漁業者との連携による 原材料調達 の多角化、流通コストの削減、製造工程等における 脱炭素化 、生産性向上・環境負荷低減等に資する 技術の導入 等を行う取組	○ 日本政策金融公庫の 長期・低利融資
税制特例			○ 中小企業経営強化税制 の上乗せ ・ 設備投資に対する即時償却・税額控除の上乗せ
産業競争力強化法等との連携	③ 環境負荷低減の促進	○ 製造工程等の 脱炭素化 等を進める設備投資を行う取組	○ 産業競争力強化法 に基づく税制特例（カーボンニュートラル税制） ・ 設備投資に対する税額控除・特別償却
	①～④のための技術の開発・利用の推進	○ ①～④のために 研究開発 を行う取組	○ 農研機構 による研究開発設備等の供用
	①～④のための事業再編	○ ①～④のために 事業再編 を行う取組	○ 産業競争力強化法 に基づく税制特例 ・ 事業再編に係る登記の税率軽減
	①～④を支援するためのプラットフォームの構築	○ 都道府県等の関係者による 連携推進体制 を構築する取組	○ 補助金適正化法 の特例 ・ 補助金で整備した施設の他用途への転用手続の簡素化

《参考》 持続的な食料システム的确立に向けた取組例①

(1) 農林漁業者との安定的な取引関係の確立

農業者と食品製造業者の連携

- 食品製造業者は、国産原材料への切替を図るため、**自社農業法人を設立**するとともに、**地域のJAを經由して農業者と契約取引**を拡大。
- 国産サツマイモの調達増加に対応するため、**生産地の近くに1次加工施設、冷蔵・冷凍施設等を整備**。



(2) 流通の合理化

ドライセンターの新設

- 食品小売業者は、物流費の上昇を踏まえ、**集配送を内製化**するため、既存の物流センターの隣地に**ドライセンター（常温）**を新設。
 - ・ 併せて、ドライセンター内の**ピッキング業務を効率化**するため、商品棚のピッキングする商品**をプロジェクター投影**で示す「**プロジェクションピッキングシステム**」を導入。**一層生産性を向上**。



《参考》 持続的な食料システム的确立に向けた取組例②

(3) 環境負荷低減の促進

温室効果ガス・食品ロスの削減

- 食品製造業者の製造工場では、**熱源の多くが化石燃料**の燃焼によるもの。
 - ・ 温室効果ガスを2030年度に2013年度比46%削減という目標の実現に向け、**非化石エネルギーの導入拡大**が課題。
- このため、製造工場内の**フライヤー**をガス式からIH式に変更するとともに、**酸化防止装置**を導入。
 - ・ **温室効果ガスの排出を削減**するとともに、揚げ油の劣化を抑制し、**油の使用量を削減**。



(4) 消費者の選択への支援

サステナビリティに配慮した製品の情報表示

- 食品小売業者では、農林漁業等の情報等を分かりやすく消費者に伝達し、消費者の選択につなげるため、**売場、ショッピングカート等にディスプレイ、電子ポップを設置**。
- これにより、**環境に配慮した食品等の生産者の取組や産地の情報**、食品を利用したレシピ等を動画を通じて分かりやすく**消費者にPR**。



《参考》 持続的な食料システム的确立に向けた取組例③

(1) ~ (4) のための技術の開発・利用

プラントベースフードの開発・実証・改良

- 食品製造業者では、気候変動等により調達が困難になるおそれがある食品の代替食品や、多様化する消費者ニーズへの対応を含め、**新たな食品の開発・実証・改良**を実施。
- こうした取組を通じて、**植物性タンパク質**を活用したプラントベースフード等の新商品の開発が進展。



黄えんどう豆
の麺



植物性の
スクランブルエッグ



植物性のかつお出汁

(1) ~ (4) のための事業再編

地域のスーパーの事業継承

- 地元の農林水産物の取扱いも多い、**地域密着型の老舗スーパーマーケット**では、**経営者の高齢化**が進み、**後継者不在**のままでは従業員の失業を招く上、**地域住民の生活に影響**が及ぶ可能性。
- このため、**事業継承を模索**し、取引先の**食品仲卸業者が事業を継承**。
 - ・ 食品仲卸業者は、従来の取引先等との関係を有効に活用し、販売先・調達先（**地域の農林漁業者**）との**取引を拡大**。





○ 関係者によるプラットフォームの構築と新たな食ビジネスの創出に向けた連携の促進

関係者によるプラットフォームの構築

- 岐阜県、NPO法人、研究機関、金融機関等の支援機関と農林漁業者、食品加工業者、流通・小売業者等の参画事業者によるプラットフォームを形成。

【プラットフォームにおける支援機関と参画事業者（事例）】

事務局：（一社）食農連携推進機構

支援機関：

【地方公共団体】岐阜県
【金融機関】(株)十六銀行、(株)OKB総研
【研究機関】岐阜県食品科学研究所
【関係機関】ぎふアグリチャレンジ支援センター 等

参画事業者：

【生産者】(株)寺田農園、阿部農園、まんま農場、
(株)クリエイティブファーマーズ
【食品加工業者】(株)恵那川上屋、(株)秋田屋本店
【流通・小売業者】(株)パローHD
【NPO】NPO法人こどもトリニティネット 等

【支援機関が連携して参画事業者に行う支援の内容】

- ① マーケティングリサーチ費用や実際の商品開発費用、機能性の分析に必要な研究開発費用等の補助等による支援 【岐阜県】
- ② 商品開発や機能性分析について支援 【研究機関】
- ③ 地域の実情やローカルフードビジネスに関する研修を実施 【一般社団法人】

等

支援・
創出



新たな食ビジネスの創出

- 子育て世代の食のニーズに応えるため、安心・安全な県内農産物を使った幼児食商品を、プラットフォームの支援のもと開発。
- 地域の子育て世代を応援する企業にも販路を拡大。



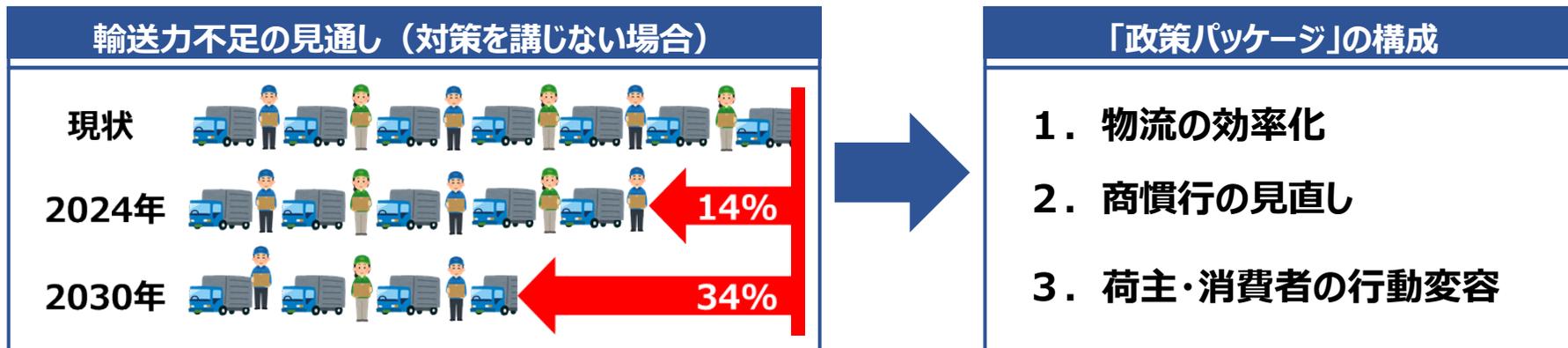
県産の素材を使った商品「GIFUTOシリーズ」を展開。

2 改正物効法の規制的措置の施行に向けた検討状況など物流をめぐる最近の動き



「物流革新に向けた政策パッケージ」の進捗状況と今後の対応

- 物流の停滞が懸念される「2024年問題」に対応するため、昨年6月に、①**物流の効率化**、②**商慣行の見直し**、③**荷主・消費者の行動変容**を柱とする抜本的・総合的な対策を取りまとめた「**物流革新に向けた政策パッケージ**」（以下「政策パッケージ」という。）を決定した。
- また、昨年10月には、**可能な施策の前倒し**を図るべく、「**物流革新緊急パッケージ**」を取りまとめた。
- さらに、本年2月には、両パッケージに基づき、**中長期的な対策**として、**物流の適正化・生産性向上**をさらに進めるため、「**2030年度に向けた政府の中長期計画**」を策定・公表した。
- 今般、トラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用された**2024年4月から4か月が経過しようとしていること**や、政策パッケージに盛り込まれた対策を具体化した**改正物流法が本年5月に公布**されたことを踏まえ、**政策パッケージの進捗状況と今後の対応**について「**我が国の物流の確認に関する関係閣僚会議**」にて報告を行った。
- 当該報告を踏まえ、2030年度に不足する輸送力34%を補うことを目指し、**荷待ち・荷役の削減、積載率向上、モーダルシフト、再配達削減等に**着実に取り組んでいくための**必要な施策について検討**を進めることとする。



荷主・物流事業者間の**商慣行を見直し**、荷待ち・荷役等時間の削減や積載効率の向上等を図る。

すべての事業者

○①**荷主***（発荷主、着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

* 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言**、**調査・公表**を実施。

一定規模以上の事業者

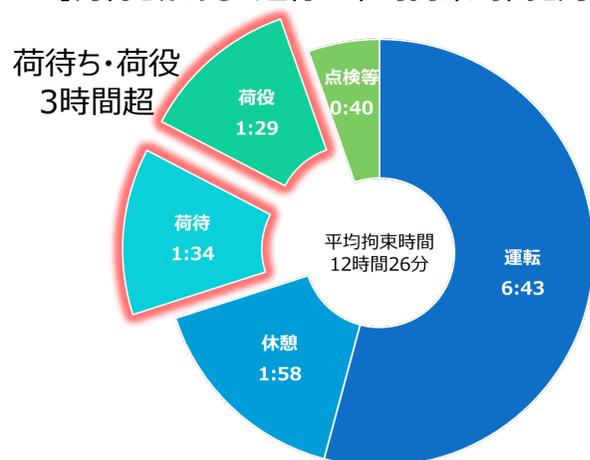
○上記①②の事業者のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

---【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】--- 【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】 --- 【荷主等が取り組むべき措置の例】 ---



(トラック輸送状況の実態調査(R2)より)

取り組むべき措置	判断基準（取組の例）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役等時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載効率の向上等	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレット導入



パレットの利用による荷役時間の短縮

今後のスケジュール（想定）

- 2024年5月15日 物流改正法 公布
- 2024年6月28日 **第1回合同会議**（規制的措置の施行に向けた検討を開始）
- 2024年7月以降 事務局にて各種業界団体と意見交換
- 2024年8月26日 **第2回合同会議**（取りまとめ素案の提示や業界ヒアリング 等）
- 2024年9月26日 **第3回合同会議**（取りまとめ案の審議（書面開催））
- 2024年9月27日～
10月26日 **パブリックコメント**（意見提出件数 875件）
- 2024年11月11日 **第4回合同会議**（パブリックコメントを踏まえた取りまとめ案の審議）
- 2024年11月27日 **合同会議取りまとめ**を策定・公表

法律の施行①

- 基本方針
- 荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準
- 判断基準に関する調査・公表 等

法律の施行②

- 特定事業者の指定
- 中長期計画の提出・定期報告
- 物流統括管理者（CLO）の選任 等

出典：「交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議」取りまとめ資料

特定事業者の種類ごとの指定基準値と指標の算定方法等について

- 前頁の考え方に沿って指定基準を設定する場合の特定事業者の種類ごとの指定基準値と指標の算定方法等は、下記のとおり。

特定事業者の種類	指定基準値	指標の算定方法	指定基準値の根拠
特定荷主	取扱貨物の重量※1 9万トン以上 (上位3,200社程度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定第一種荷主 (≒発荷主) 貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を行かせた貨物の年度の合計の重量 ○ 特定第二種荷主 (≒着荷主) 次に掲げる貨物の年度の合計の重量 <ul style="list-style-type: none"> ① 自らの事業に関して、運転者から受け取る貨物 ② 自らの事業に関して、他の者をして運転者から受け取らせる貨物 ③ 自らの事業に関して、運転者に引き渡す貨物 ④ 自らの事業に関して、他の者をして運転者に引き渡させる貨物 	国土交通省「全国貨物純流動調査（物流センサ）報告書」（令和5年3月）及び総務省・経済産業省「令和3年経済センサ－活動調査」（令和5年6月27日）を元に試算し、第一種荷主、第二種荷主及び連鎖化事業者の取扱貨物の重量が多い順に対象とし、50%をカバーする基準値及び対象事業者数を算出
特定連鎖化事業者	次に掲げる貨物（※2）の年度の合計の重量 <ul style="list-style-type: none"> ① 当該連鎖化事業者の連鎖対象者が運転者から受け取る貨物 ② 当該連鎖化事業者の連鎖対象者が他の者をして運転者から受け取らせる貨物 		
特定倉庫業者	貨物の保管量 70万トン以上 (上位70社程度)	倉庫業者が寄託を受けた物品を保管する倉庫において入庫された貨物の年度の合計の重量	各倉庫業者から提出された受寄物入出庫高及び保管残高報告書」（令和4年1月～12月分）を元に試算し、貨物の保管量が多い順に対象とし、全体の50%をカバーする基準値及び対象事業者数を算出
特定貨物自動車運送事業者等	保有車両台数 150台以上 (上位790社程度)	保有する事業用自動車の台数	国土交通省「令和4年度 貨物自動車運送事業輸送実績調査」を元に、元請としての輸送能力を加味した上で試算し、輸送能力が多い順に対象とし、全体の50%をカバーする基準値及び対象事業者数を算出

※1：事業者としての全体の取扱い貨物の重量ではなく、第一種荷主、第二種荷主、連鎖化事業者それぞれの立場での取扱貨物の重量を指す。

※2：当該連鎖化事業者の連鎖対象者が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するもの並びに当該連鎖化事業者が連鎖対象者との定型的な約款による契約に基づき受渡しの日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない貨物を除く。

<参考> 物資の流通の効率化に関する法律（抜粋）

（特定荷主の指定）

第四十五条 荷主事業所管大臣は、第一種荷主のうち、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。次項及び第三項第二号において同じ。）を行わせた貨物について政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量が政令で定める重量（次項及び第三項第二号において「基準重量」という。）以上であるものを、運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

2～4 （略）

5 荷主事業所管大臣は、第二種荷主のうち、次に掲げる貨物（当該第二種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するもの並びに当該第二種荷主が貨物の受渡しを行う日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができないものを除く。次項及び第七項第二号において同じ。）について政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量が政令で定める重量（次項及び第七項第二号において「基準重量」という。）以上であるものを、運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

- 一 自らの事業に関して、運転者から受け取る貨物
- 二 自らの事業に関して、他の者をして運転者から受け取らせる貨物
- 三 自らの事業に関して、運転者に引き渡す貨物
- 四 自らの事業に関して、他の者をして運転者に引き渡させる貨物

6～8 （略）

荷主の判断基準等について① (改正法第43条※関係)

<検討事項>

※特定事業者に対する規制的措置の施行前（公布後2年以内に施行）は、第38条

- 改正物効法では、荷主（発荷主・着荷主）に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置については**国が省令で判断基準を定める**こととしており、また、事業者の理解増進の観点からは、取組事例等を記した判断基準の解説書の作成も重要であるため、それらの**具体的な内容について検討を実施**。



<取りまとめにおいて示された事項>

- 以下の事項を取組の例として盛り込むこととする。なお、以下の事項による取組が**目標達成に対し業界特性や作業員等の安全性の確保その他の事情により有効でない場合は、これによらないことも可能**とする必要がある。
- ① 積載率の向上等
 - ・ トラック事業者が複数荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷（復荷）の確保等に積極的に取り組めるよう、**実態に即した適切なリードタイムの確保や荷主間の連携**に取り組むこと。
 - ・ トラック事業者の運行効率向上のため、年単位・月単位・週単位等の**繁閑差の平準化**や**納品日の集約**等を通じた**発送量・納入量の適正化**や、**配車システムの導入**等を通じた**配車・運行計画の最適化**に取り組むこと。なお、繁閑差の平準化が容易ではない場合は、**納入単位・回数集約**等に取り組むこと。
 - ・ **社内の関係部門(物流・調達・販売等)の連携を促進**することにより、**適切なリードタイムの確保**や**発送量・納入量の適正化**を図ること。
- ② 荷待ち時間の短縮
 - ・ トラックが一時に集中して到着することがないよう、**トラック予約システムの導入**や**混雑時間を回避した日時指定等**により、**貨物の出荷・納品日時を分散**させること。なお、トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、関係事業者の配送スケジュールに配慮した予約時間の調整や利用率の向上など、現場の実態を踏まえ**実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う**こと。
 - ・ **寄託先の倉庫に対する受発注の前倒しを行うこと等**により、**倉庫業者の適切な作業時間を確保**するとともに、**貨物の出荷・納品日時を分散**させること。

荷主の判断基準等について② (改正法第43条※関係)

<取りまとめにおいて示された事項>

※特定事業者に対する規制的措置の施行前（公布後2年以内に施行）は、第38条

③ 荷役等時間の短縮

- パレット、ロールボックスパレット（カゴ車）等の輸送用器具の導入により、荷役等の効率化を図ること。なお、パレットを使用する場合は、発荷主・着荷主等の関係事業者間で協力して、発注数や納品数の調整を行うとともに、一貫パレチゼーション実現に向けて「標準仕様パレット」やこれに適合する包装資材の導入等のパレット標準化に向けた取組を行うこと。
- バーコード等の商品を識別するタグの導入、検品・返品水準の合理化、管理単位の統一等により、検品の効率化を図ること。また、食品流通の効率化に資する賞味期限の大括り化等に取り組むこと。
- 事前出荷情報の活用により、伝票レス化・検品レス化を図ること。
- バース等の荷捌き場について、貨物の物量に応じて適正に確保し、荷役作業が行える環境を整えること。
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等により、トラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化を図ること。
- 貨物の出荷を行う際には、出荷荷積み時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行うことにより、荷役等の効率化を図ること。

④ 前掲①～③の実効性確保に関する事項

- 発荷主・着荷主間において連携を図ること。
- 寄託先の倉庫における荷待ち・荷役等時間の短縮の達成のために、当該倉庫・発荷主・着荷主間において、事前出荷情報や、それに付随する容積、数量、重量、寸法等の情報、寄託者、運送事業者に関する情報を事前に伝達すること。また、入出庫日程・量の調整や定時便の設定などに関する寄託先の倉庫からの提案に応じるなど、当該倉庫等と必要に応じた協力・連携を行うこと。
- 貨物の入出庫に当たって、トラックドライバーに寄託者、貨物や施設等の詳細に関する情報を適切に伝達すること。
- 責任者の選任や社内教育等の実施体制整備を行うこと。
- やむを得ない遅延に対するペナルティの見直しなど、荷主が指示した時刻・時間帯よりも必要以上に早くトラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に到着することがないように配慮すること。
- 荷待ち・荷役等時間の状況や取組の効果を適切に把握すること。これらの状況や効果の把握に当たっては、デジタル技術の活用等により効率的に行うよう努めること。
- レンタルパレットを使用する場合は、関係事業者との間で適正な費用分担等を徹底すること。
- 物流情報標準ガイドラインへの準拠などの物流データの標準化に取り組むこと。
- 貨物の運送を委託する際は、モーダルシフト等により、輸送される物資の貨物自動車への過度の集中の是正に努めること。
- 異常気象時（台風・豪雨・豪雪等）に無理な運送を行わせないこと、荷役等を行わせる際の作業安全の確保等、トラックドライバーの安全・休憩環境の確保に配慮すること。
- トラック事業者との運送契約の締結の協議の際に、物流効率化にも資する正当な対価の基準である「標準的運賃」を活用すること。
- 発荷主・着荷主間・物流事業者間の取引における物流コストの可視化を通じて、物流サービスに応じた価格設定の仕組みを導入すること。
- 契約内容に関する交渉の場や物流現場の課題に関する相談や協議の窓口を設けるなど、関係事業者間での連携を図るとともに、必要に応じて取引先に対して協力を求めること。また、取組や費用負担等について必要に応じて契約内容の見直しを行うこと。

○ 開設者目線での物流課題



<パレット化>

- パレット管理ルール of 策定・徹底 → 仲卸業者、運送事業者まで
- パレット保管場所

<場内導線>

- 場内導線の確保・効率化
- 場内利用ルール of 策定・徹底 → 仲卸業者、運送事業者まで
(道路、通路、共有スペースなど)
- 道路マーカー・掲示
- 警備員配置

<荷下ろし場所>

- 荷下ろし場所、待機場所の確保
- フォークリフトの確保

<市場の見える化>

- 受付・荷下ろし場所・荷待ちの見える化

<運送関係>

- 運送事業者の把握・管理
- 市場便の把握 → 中継輸送に繋げる
- 気付けの管理・料金徴収

○ 標準貨物自動車運送約款と受託契約約款の関係について

- 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、出荷者（荷送人）と運送契約を締結。出荷者（荷送人）は、標準運送約款どおりであれば、荷卸しなど付帯作業については、運賃とは別に料金を支払うこととなっている。
- 卸売業者は、受託契約約款を定め、出荷者（委託者）は約款に基づき、委託物品を引き渡すこととなっている。

標準貨物自動車運送約款 (平成二年運輸省告示第五百七十五号)	受託契約約款 (例)
契約主体： 出荷者 … 運送事業者	契約主体： 出荷者 … 卸売業者
<p>(適用範囲)</p> <p>第二条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。</p> <p>2 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。</p> <p>(運送の申込み)</p> <p>第六条 当店の運送を申し込む者(略)は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。</p> <p>九 第六十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨</p> <p>(積込み又は取卸し及び積込料又は取卸料)</p> <p>第六十一条 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。</p>	<p>【事例1】</p> <p>(委託物品の引渡し)</p> <p>第〇条 委託者は、会社に対する委託物品の引渡しを市場内の卸売場で行うこととします。ただし、会社から市場外の特定場所での引渡し要請に対し同意した場合は、当該場所にて委託物品の引渡しを行うこととします。</p> <p>(委託者の費用負担)</p> <p>第〇条 委託物品の卸売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消費税額及び地方消費税額を含めて委託者の負担とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運送料(会社の当該物品の卸売場までの運搬費及び荷卸しに要する費用) <p>【事例2】</p> <p>(委託物品の引渡場所・方法)</p> <p>第〇条 委託者は、会社の卸売場内指定場所に会社の指示指定した様態で物品を置くことによって、会社に対する委託物品の引渡しを行うものとします。ただし、会社から特段の指定がある場合は、当該指定場所において物品の引渡しを行うものとします。</p>

○ 農産物・食品等分野における「自主行動計画」の策定状況（令和6年9月26日時点）

- 農産物・食品等分野においては、**76の団体・事業者が「自主行動計画」を策定**。製・配・販が協調して、物流の負荷軽減に取り組み。
- あわせて、農産品等の流通網を強化するため、**物流の標準化（標準パレット導入等）、デジタル化・データ連携（納品伝票の電子化等）等の取組支援**や、中継輸送や共同輸送に必要となる**中継共同物流拠点の整備**を支援。

業種・分野	自主行動計画の作成団体
農業等 (16)	全国農業協同組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会、協同組合日本飼料工業会、菊池地域農業協同組合、あきた農業協同組合、熊本果実農業協同組合連合会、一般社団法人中央酪農会議、苓北町農業協同組合、玉名農業協同組合、全国複合肥料工業会・日本肥料アンモニア協会、熊本県経済農業協同組合連合会、八代地域農業協同組合、鹿本農業協同組合、鹿児島県経済農業協同組合連合会、松山中央市場、球磨地域農業協同組合
食品製造業 (46)	一般社団法人日本即席食品工業協会、一般社団法人日本パン工業会、日本ハム・ソーセージ工業協同組合、一般社団法人全国包装米飯協会、食品物流未来推進会議（SBM）（味の素株式会社、カゴメ株式会社、キッコーマン食品株式会社、キューピー株式会社、日清オイログループ株式会社、株式会社日清製粉ウエルナ、ハウス食品株式会社株式会社Mizkan）、日本ビート糖業協会、日本スターチ・糖化工業会、一般社団法人日本冷凍食品協会、三和酒類株式会社、宝酒造株式会社、霧島酒造株式会社、全日本菓子協会、全日本糖化工業会、精糖工業会、株式会社ロッテ、一般社団法人日本乳業協会、ヤマサ醤油株式会社、亀田製菓株式会社、一般社団法人日本植物油協会日清オイログループ株式会社、株式会社J-オイルミルズ、株式会社ブルボン、アサヒ飲料株式会社、キリンビバレッジ株式会社、サントリーホールディングス株式会社・サントリー株式会社・サントリー食品インターナショナル株式会社、株式会社伊藤園、一般社団法人全国清涼飲料連合会、一般社団法人日本冷凍めん協会、ビール酒造組合、アサヒビール株式会社、オリオンビール株式会社、キリンビール株式会社、サッポロビール株式会社、森永製菓株式会社、丸大食品株式会社、ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社、不二製油株式会社、ダイトドリンク株式会社、カルビー株式会社、株式会社ニッスイ、メルシャン株式会社、株式会社不二家、昭和産業株式会社、日本マーガリン工業会、株式会社ニチレイフーズ、江崎グリコ株式会社
食品卸売業 (11)	日本花き卸売市場協会、一般社団法人日本外食品流通協会、一般社団法人日本加工食品卸協会、全国中央市場青果卸売協会、株式会社神明、木徳神糧株式会社、一般社団法人日本給食食品連合会、全国給食事業協同組合連合会、全国青果卸売協同組合連合会、一般社団法人全国水産卸協会、公益社団法人日本食肉市場卸売協会
食品小売業 (3)	オール日本スーパーマーケット協会・一般社団法人全国スーパーマーケット協会・一般社団法人日本スーパーマーケット協会、日本チェーンストア協会、日本生活協同組合連合会

自主行動計画の記載例
① 荷役時間の削減に向け、青果物・花き等、品目別のガイドラインに従って、 標準仕様パレットの活用 。 (JA全農など)
② 納品リードタイムを延長 することで効率的な配送計画を実現。 加工食品の小売店舗への納品限度 について、 原則1/2ルール 。 (日本ハム・ソーセージ工業協同組合、日本加工食品卸協会など)
③ 他の荷主との車両の相互活用や積合せ輸送など 共同輸配送を推進 し、積載率を向上。 (食品物流未来推進会議（SBM）など)
④ 「事前出荷情報」データをあらかじめ送信することにより、 検品レス を実現。 電子システム（EDI）による受発注 を推進し、作業を効率化。 (日本加工食品卸協会など)

○ 「標準的な運賃」等の見直しのポイント

- 検討会での議論を踏まえ、①荷主等への適正な転嫁、②多重下請構造の是正等、③多様な運賃・料金 設定等の提言をとりまとめ（令和5年12月15日）、運輸審議会への諮問等を経て告示（令和6年3月22日）

1. 荷主等への適正な転嫁

<運賃水準の引上げ幅を提示>

- 運賃表を改定し、**平均約8%の運賃引上げ**【運賃】
- 運賃表の算定根拠となる原価のうちの**燃料費を120円**に変更し、**燃料サーチャージも120円**を基準価格に設定【運賃】

<荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示>

- 現行の待機時間料に加え、**公共工事設計労務単価表**を参考に、荷役作業ごとの**積込料・取卸料**を加算【運賃】

待機時間料	→	1,760円	
積込料・取卸料	機械荷役の場合	→	2,180円
	手荷役の場合	→	2,100円

※金額はいずれも中型車（4クラス）の場合の30分あたり単価

- 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、**割増率5割**を加算【運賃】
- 標準運送約款において、**運送と運送以外の業務を別の章に分離し、荷主から対価を収受**する旨を明記【約款】
- **「有料道路利用料」を個別に明記**するとともに、「運送申込書／引受書」の雛形にも明記【運賃】【約款】

2. 多重下請構造の是正等

<「下請け手数料」（利用運送手数料）の設定等>

- **「下請け手数料」（運賃の10%を別に収受）を設定**【運賃】
- 元請運送事業者は、**実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知**することを明記【約款】

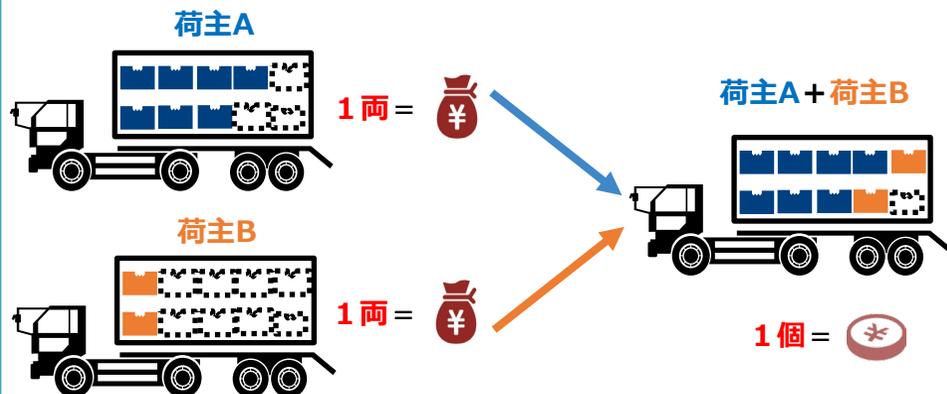
<契約条件の明確化>

- 荷主、運送事業者は、それぞれ運賃・料金等を記載した**電子書面（運送申込書／引受書）を交付**することを明記【約款】

3. 多様な運賃・料金設定等

<「個建運賃」の設定等>

- 共同輸配送等を念頭に、「**個建運賃**」を設定【運賃】



- リードタイムが短い運送の際の**「速達割増」**（逆にリードタイムを長く設定した場合の割引）や、**有料道路を利用しない**ことによるドライバーの運転の長時間化を考慮した**割増**を設定【運賃】

<その他>

- 現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等5車種の**特殊車両割増を追加**【運賃】
- 中止手数料の**請求開始可能時期、金額を見直し**【約款】
- 運賃・料金等の店頭掲示事項について、**インターネットによる公表を可能**とする【約款】

○ 「トラック・物流Gメン」への改組と体制の拡充（令和6年11月）

- 令和5年7月に発足したトラックGメンは、これまでに荷主等に対して1,000件超の是正指導を行うなど、**着実に成果**を挙げてきている。
- 他方で、荷待ち時間の削減などにあたり、倉庫業者の取組みは寄託者である発・着荷主の協力が必須であり、サプライチェーン全体の取引環境を適正化するために**倉庫業者からの意見聴取や情報収集**も必要な状況。
- また、荷主による買ったたきや価格転嫁交渉に応じない事例など、**荷主と倉庫業者との間の取引適正化が課題**。
- このような状況を踏まえ、**トラックGメンの改組及び拡充**を行い、**荷主等に向けた対策の実効性を更に高める**。

概要

<トラックGメンの改組>

- ・現行のトラックGメンについて、物流全体の適正化を図る観点から、**「トラック・物流Gメン」に改組し、倉庫業者からも情報収集**

<体制の拡充> 現行162名に、

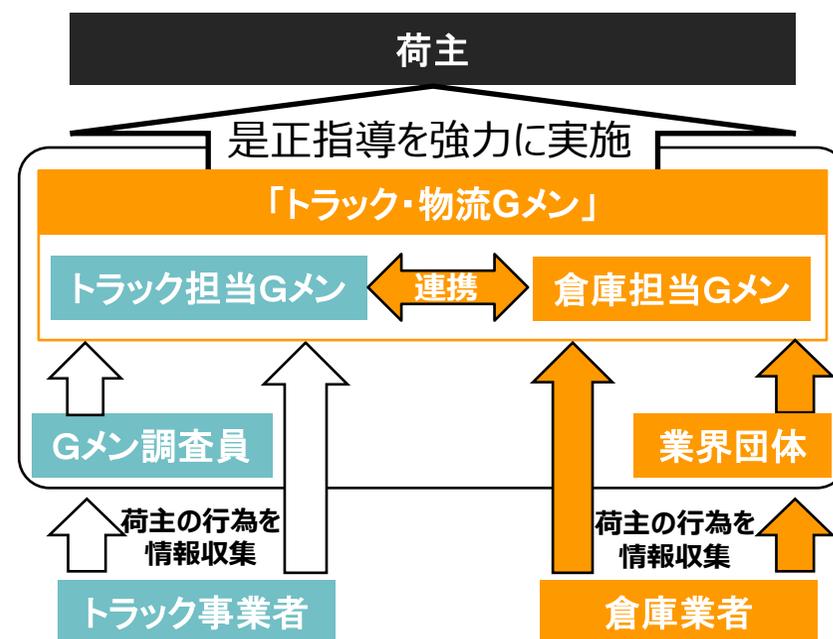
- ・国交省の**物流担当職員**（本省・各地方運輸局等）から29名
- ・各都道府県のトラック協会が新たに設ける**「Gメン調査員」**166名

を追加し、**総勢360名規模**で対応

スケジュール

11月1日 新体制始動
11月～12月 集中監視月間

業務フローのイメージ



参考 ○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）（衆・国交委）
物流のサプライチェーン全体の取引の適正化に向け、トラックGメンを物流産業全体の健全化に向けた組織とすること

○ モーダルシフトの推進（鉄道、内航海運を今後10年程度で倍増＋多様な輸送モードも活用）

- ・ **令和5年7月**、「官民物流標準化懇談会」の下に「**モーダルシフト推進・標準化分科会**」を設置。
①鉄道・内航海運の輸送力増強の方向性、②大型コンテナ導入の方向性、③コンテナ専用トラック、シャーシ、コンテナ、関連設備等の導入方策等について議論。
- ・ **令和5年11月**、「各検討事項に関する方向性と施策」を公表、**鉄道はコンテナ貨物について、内航海運はフェリー・RORO船等について、輸送量・輸送分担率を今後10年程度で倍増させるべく取組を進めるとのとりまとめ。**
- ・ さらに、**令和6年11月**、「新たなモーダルシフト（**新モーダルシフト**）に向けた対応方策」を公表、2030年度に不足する輸送力34%の解消をより確かなものとするべく、**陸・海・空のあらゆる輸送モードを総動員し、トラックドライバー不足や物流網の障害などに対応するとのとりまとめ。**

○ 「各検討事項に関する方向性と施策」(R5)

	2020年度	2030年代前半
鉄道（コンテナ貨物）・内航海運（フェリー・RORO船等）の合計の輸送量、輸送分担率	6800万トン (1.7%) <トラック約3万台分>	1億3600万トン (3.4%) <トラック約6万台分>
鉄道（コンテナ貨物）	1800万トン (0.4%)	3600万トン (0.8%)
内航海運（フェリー・RORO船等）	5000万トン (1.3%)	1億トン (2.6%)

(注1) 輸送量については、将来的な物量全体の変化は考慮していない。

(注2) 各種統計（自動車輸送統計、内航船舶輸送統計、内航旅客定期航路事業運航実績報告書、鉄道輸送統計、JR貨物資料及び航空輸送統計）より。なお、輸送分担率はトンベースで算出。

○ 「新たなモーダルシフトに向けた対応方策」(R6)

- ・ 多様な輸送モードの活用
 - － ダブル連結トラックと自動運転トラックの導入促進等
 - － 航空貨物輸送の更なる活用
- ・ 現時点では具体的な目標が定められていないダブル連結トラック、航空貨物輸送についても、今後10年程度で（2030年代前半までに）輸送量・輸送分担率を倍増させることを視野に入れて取組を進める

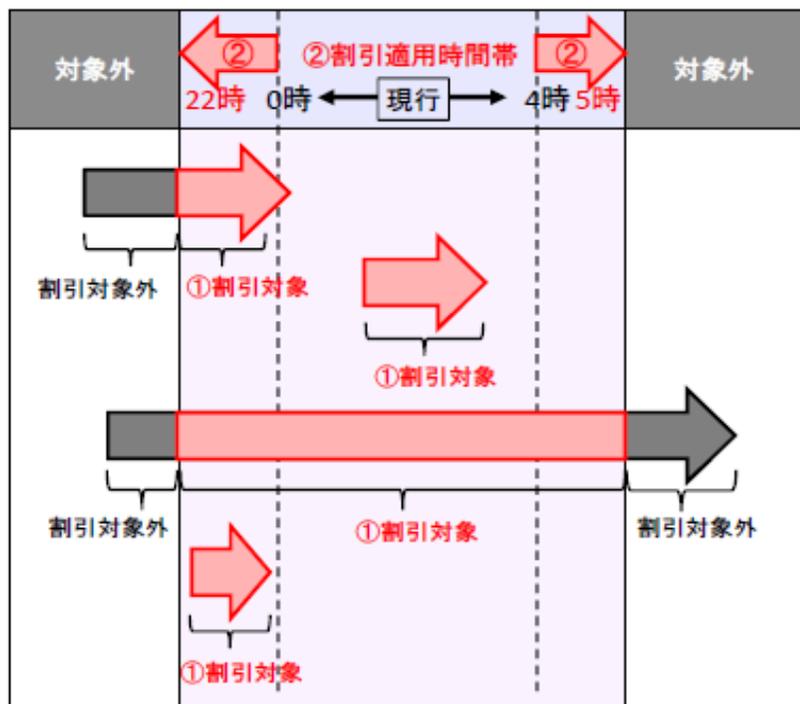
○ 高速道路の利便性向上（高速道路の深夜割引の見直し）

※本格運用の開始時期については、システム整備に時間を要したため、令和7年7月頃の見込み。

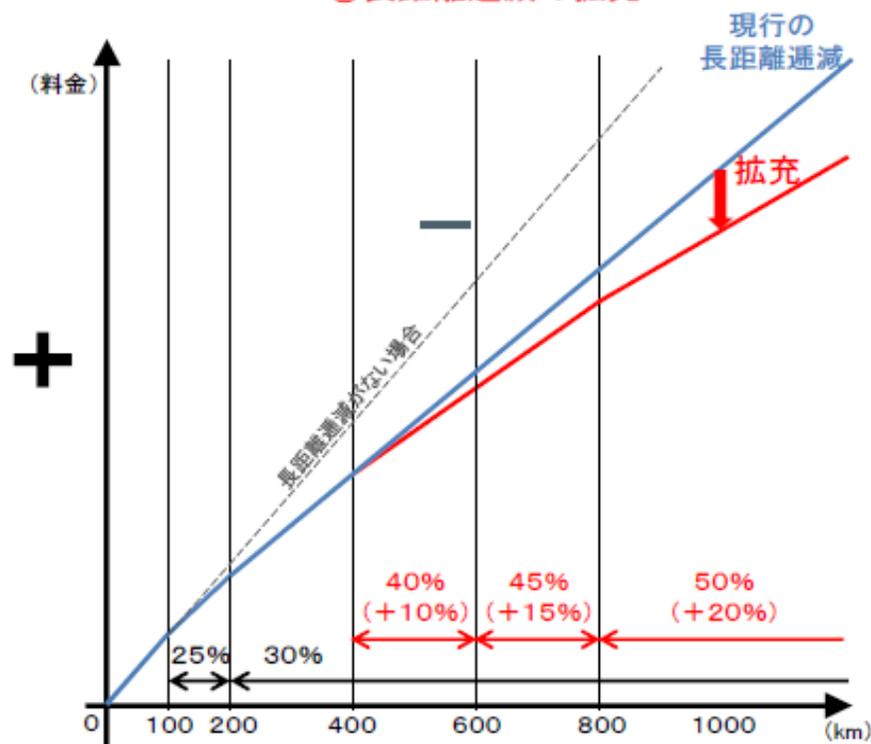
国土交通省HPより抜粋

- ① 深夜割引の適用時間帯に走行した分のみ3割引
- ② 深夜割引の適用時間帯を22時から翌5時に拡大
- ③ 長距離利用者の負担軽減措置として、400km超の長距離通減を拡充

- ①深夜割引の適用時間帯に走行した分のみ3割引
- ②深夜割引の適用時間帯を22時から翌5時に拡大



- ③長距離通減の拡充

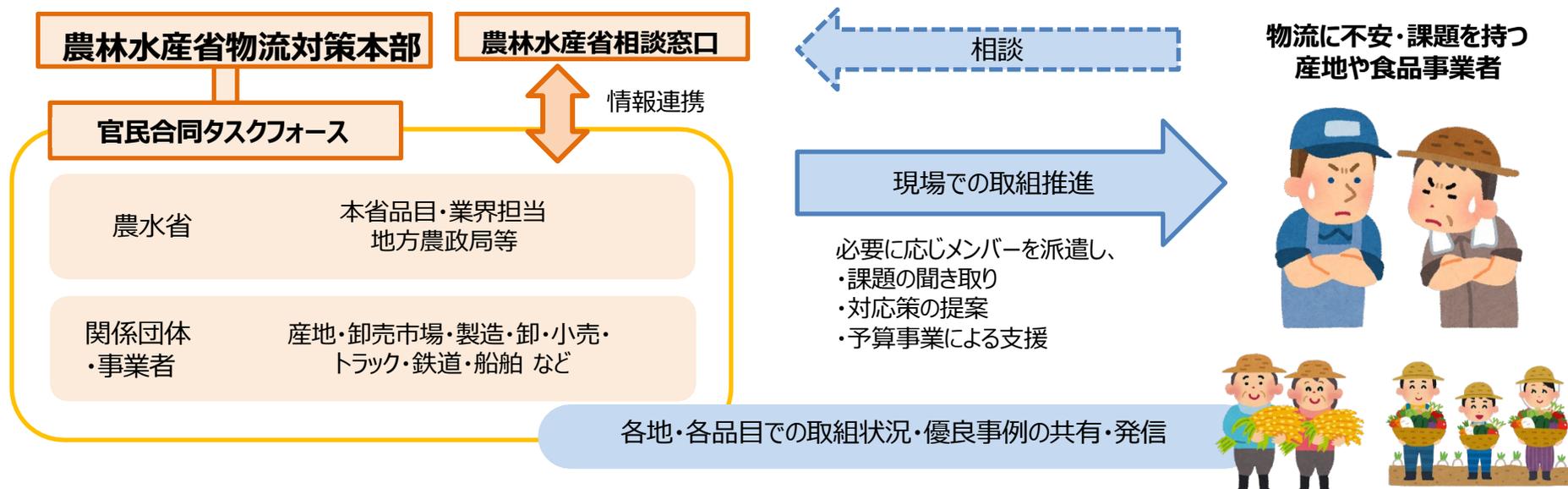


※このほか、1,000kmを超える走行等について、激変緩和措置（見直しから5年程度）を講じる

○ 農林水産省物流対策本部



- ・ **令和5年12月、農林水産大臣を本部長とする「農林水産省物流対策本部」を設置。**
- ・ また、本省・各地方農政局等に「**農林水産物・食品物流相談窓口**」を設置。
- ・ 本部の下に、農業団体、食品産業団体のほか物流団体の協力も得て「**官民合同タスクフォース**」を立ち上げ。物流の確保に不安や課題を抱える産地等に対し、必要に応じ、**タスクフォースメンバーの現地派遣**を行い、中継輸送やパレット化などについての具体的な改善策を提案することで、全国各地・各品目の現場での取組を推進。



3 デジタル化による働き方改革等の推進

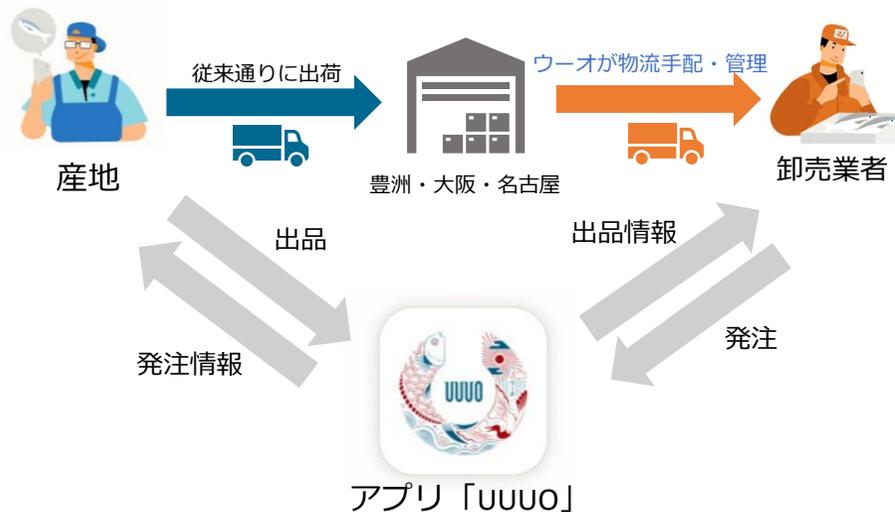


全国の市場便を活用した物流網による 効率的な水産物のオンライン取引 【(株)ウーオ】

- ・(株)ウーオのオンライン受発注システム「UUUO」により、**200以上の産地が出品、全国の400社以上の卸、仲卸、小売等が購入。**
 - ✓ システム上では自動で取引価格に**手数料・物流費を上乗せして表示**
 - ✓ 産地は**売りたい値段で販売可能**
 - ✓ 卸売業者は**欲しい商品を産地に提案可能**
- ・市場便を活用した物流網により、全国的に効率的な輸送が可能。
- ・豊洲・名古屋・大阪をハブ拠点とし、**輸送をウーオが手配・管理。**今後、**地方市場への市場便の拡充**も検討。

- ・卸の受発注システム「atohama」と同一システム上で取引が可能であり、仲卸は仕入れの幅が広がり、産地や卸は**売上が向上。**
 - ✓ 全国の仲卸等が「atohama」で「UUUO」の商品を発注可能
 - ✓ 全国の小売等が「UUUO」で「atohama」の商品を発注可能
- ・産地からの出荷と同時に（輸送中に）販売ができるので、産地は**早く高く売ることができる。**

効果 >> (産地) 販路の拡大・売上向上
(卸売市場) 集荷力の強化



オンライン受発注システムによる 水産卸売業者の業務効率化（冷凍塩干品）

【広島魚市場(株)】

- 広島魚市場(株)は、水産卸-仲卸間の冷凍塩干品の受発注を効率化するため、(株)ウーオのオンライン受発注システム「atohama(アトハマ)」を導入。
(他にも全国の水産卸20社以上で鮮魚も含め導入実績)
- 本システムは、スマホアプリで簡単に操作でき、従業員に代わって24時間自動で受注・出庫指示が可能に。電話による受発注ミスも解消。
- 営業担当の勤務時間が朝2時出勤⇒5時出勤になり、働き方改革にも繋がっており、今後更なる勤務時間の合理化が期待される。

効果》》（卸売業者）業務効率化による勤務時間の改善

<卸 管理職の声>

- 最初「UUUO」は市場を飛ばす敵だと思っていたが、使ってみると便利な手鉤（水産卸のツール）のようなものだと思う。
- 受注作業を自動化した分、営業に時間をさけるので、作業と営業を区別するのにアプリが役立った。
- 高齢の方でも結構アプリを使ってくれていて、結構できる。
- 注文内容の言った言わないといった問題がなくなり、手間だけでなく、戻り在庫も減った。

<卸 営業担当2年目の声>

- 勤務時間外、就寝時などに注文の電話が毎日2件ぐらいあったが、導入後はほとんどなくなった。
- 早朝2時出勤が5時出勤でよくなり、午前中を営業に充てたり、出張に行くなど時間を有効に活用できるようになった。
- 就寝時刻が夕方6時⇒9時になったおかげで、退勤後に友達と遊べるようになった。前は全然できなかった。

オンライン受発注システムによる 水産卸売業者の業務効率化（鮮魚）

【中部水産(株)】

- 名古屋の中部水産(株)は、水産卸-仲卸-小売間の鮮魚の受発注を効率化するため、(株)ウーオのオンライン受発注システム「atohama(アトハマ)」を導入。
- セリ前取引（前日夕方6時まで）の発注の多くでアプリを活用。
- システムで在庫管理ができるので受発注ミス、時間外の受注作業、在庫管理のストレスが解消。午前中に産地の出荷情報を集め、出品もコピペで数量・単価を変えて一斉にアップ可能。アプリ上に水揚げ港、出荷者、単価、到着予定、物流経費など必要な情報が網羅。

効果》》（卸売業者）業務効率化による勤務時間の改善

<卸の声>

- 勤務時間外にオーダーがあり、休みの日も在庫管理で子育てどころではなかった。全国の全ての卸、仲卸が同じ悩みで苦しんでる。
- 記帳やパソコンで在庫管理していた時代は考えられない。もはやアプリがないと仕事ができない。（中堅職員）
- 在庫管理を手で書くななんてありえない。画像の拡大編集で良い魚をもっと見やすくしていきたい。（入社3年目の若手）
- 暑い夜にわざわざ卸売する必要もなく、働く時間帯も変える必要。
- 離職率が下がっている。特に若い人材が辞めるのが減ってきた。

<仲卸の声>

- スーパーの発注は午前～夕方、飲食店の発注は昼～夕方、仲卸の業務時間外に受注せざるを得なかったが、これで楽になった。
- 発注ミスが減った。やりだすとこれじゃないとできなくなる。
- 電話やメールでの先取りでも現物は見られないので、システムで買っても同じ。職人の目利きでないと駄目な世界もあり、それは現物でやっていて、使い分けが大事。

物流生産性向上に向けた取組事例（花き）

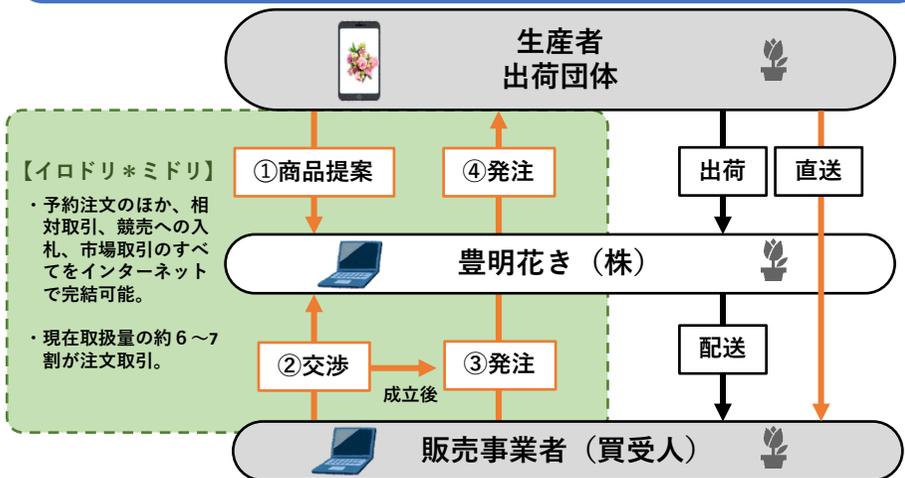
花きにおける注文取引による適正な価格決定と物流効率化

【愛知豊明花き地方卸売市場】

- ・豊明花き（株）は、欲しい商品を必要量確保したい量販店等と、十分な価格で計画的な生産を行いたい生産者を**注文取引**という形で**マッチング**するツールとして、花き流通**ECプラットフォーム「イロドリ*ミドリ」**を2008年に導入。
- ・「イロドリ*ミドリ」では、**半年以上前から注文が可能**で、**生産者側で価格を決められる**だけでなく、計画的で安定した生産をしやすくなり、買受人は戦略的な販売計画を立てられる。
- ・また、出荷前に販売先が決定するため、条件に応じて**産地から販売先への直送も可能**となり、**物流生産性が向上**。

効果

（産地）生産コスト等を反映した価格決定が可能
（卸売市場）直送によって物流合理化



※直送か否かは状況によって運賃が安価な方を生産者が選択。

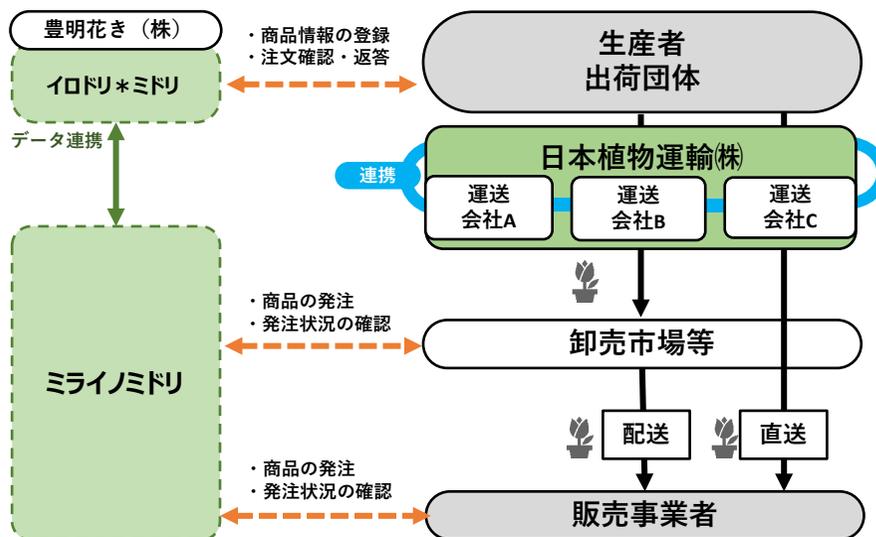
花きにおける全国的なEC・注文取引推進と物流合理化

【愛知豊明花き地方卸売市場】

- ・豊明花き（株）は、**全国の卸売市場等でEC取引、注文取引**を利用できるクラウドサービスとして「**ミライノミドリ**」を導入。
- ・利用する市場では、導入費用を抑制して**全国規模のオンライン取引が可能**となり、物流についても**全国に物流網を持つ日本植物運輸（株）**が、**産地の運送業者と連携**し、直送を含む生産者から販売事業者までの**合理的な集荷・配送を実施**。

効果

・複数の市場でEC取引・注文取引を推進
・全国的な物流網で合理的な集荷・配送を実施



物流生産性向上に向けた取組事例（花き）

花きの取引オンライン化・セリ時間の前倒しによる働き方改革①

【大阪鶴見花き地方卸売市場】 R6.2.13タスクフォース訪問

- 大阪鶴見花き地方卸売市場の卸売会社2社（なにわ花いちば、JF鶴見花き）は、場ゼリを廃止し、**共通のインターネット取引システム**（セリ前取引とセリ）による**完全オンライン取引**に移行。
⇒ 削減した人員を**営業**（産地や買参人）や**セリ前取引**に充当。
- 9割がセリ前取引**で、産地へ返す単価も**以前より高くなりやすく、仕切りも早く送られる**。
- セリ時刻を**朝6時30分から前日19時に前倒し**することで、**従業員の深夜・早朝勤務を削減し、働き方改革を実現**。
⇒ **9割がセリ前取引**でセリの前（昼間）に売れるので、残り1割のセリが終われば**20時には退社可能**。
⇒ 従業員の**ワークライフバランスが改善**され、なにわ花いちばでは、従業員の**平均年齢が37歳前後**に。

効果 >> **（産地）早く高く取引が成立**
（卸売業者）深夜・早朝勤務の削減

【旧セリ時刻】



【現セリ時刻】



- 車通勤しかできない
- 私生活で友人等と予定が合わせづらい

- 公共交通機関で通勤可能
→ 雇用の幅が拡大
- 終業後に予定を入れられる
→ 社員の離職率の減少

花きの取引オンライン化・セリ時間の前倒しによる働き方改革②

【大阪鶴見花き地方卸売市場】 R6.2.13タスクフォース訪問

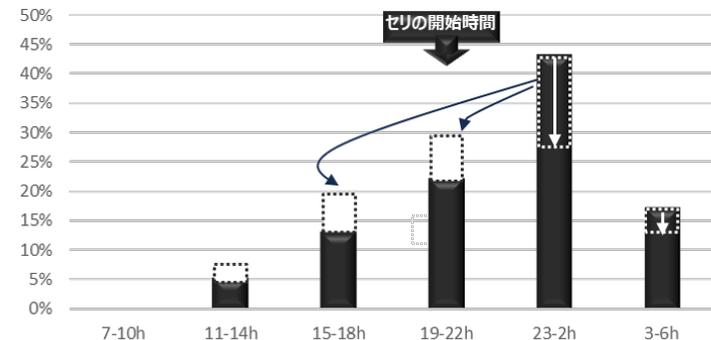
- セリで買いそびれた買参人が仲卸業者から購入するので、**仲卸業者は売上増加**。
- 買参人の好きな時間に荷物の回収が可能になり**拘束時間が減る**ことで、**週15時間の労働時間が短縮し、働き方改革**。

効果 >> **（仲卸業者）ロス率の削減、売上増加**
（買参人）労働時間の短縮

- 遠隔地の市場**の卸売会社もオンラインで取引でき、市場としての**商圈が拡大**（以前よりセリ前取引が2～3割増加）。
- 時刻が早まることで、**早期出荷による鮮度向上**や**遠隔地の市場への輸送が可能**に（送り先の市場の朝ゼリにも間に合う場合もある）。また、**渋滞の少ない時間帯**（深夜0時～）で**輸送可能**になるなど**物流も効率化**。

効果 >> **（卸売市場）待機時間の解消**

搬入トラックの割合（イメージ）



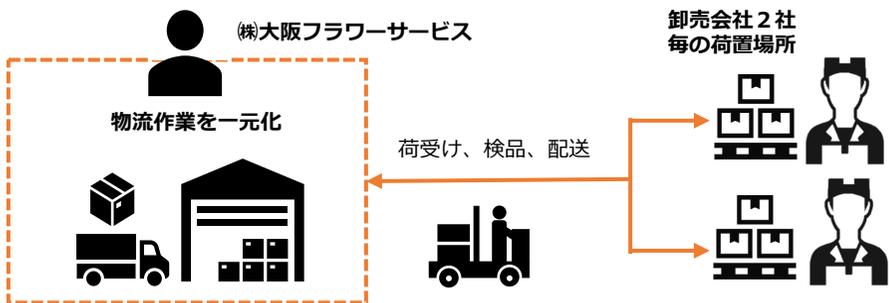
花きにおける共同荷受け、共同荷置場の整備

【大阪鶴見花き地方卸売市場】 R6.2.13タスクフォース訪問

- 卸売会社2社が共同出資した(株)大阪フラワーサービスがワンストップで全ての物流作業を実施。①荷受け、②検品、③各買参人毎の分荷を一元化して担うことで、**ドライバーの負担軽減・荷待時間の短縮**を実現。
- 今後は**市場施設の3～5階**（アウトレットが転居）に**共同荷置場**等を**ストックポイント**として設置し、**物流の生産性向上**及び**西日本におけるハブ機能化**を図ることを検討。

効果 >> (卸売市場) 物流の生産性向上

共同荷受



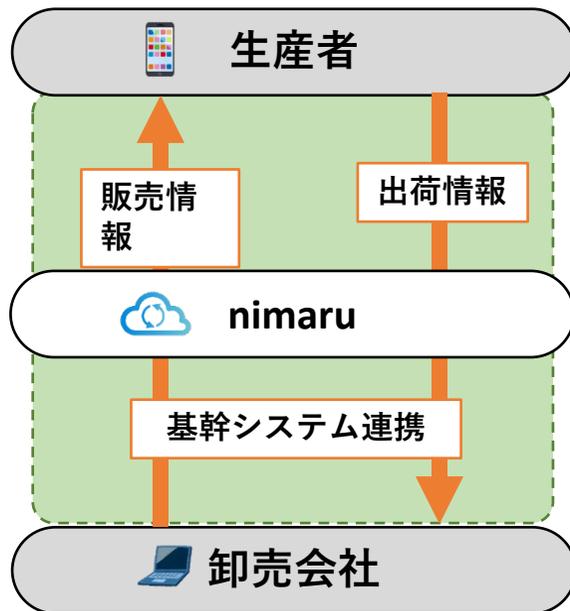
物流生産性を向上させるため、ストックポイントとして3～5階を整備し、今後活用

電子化した出荷情報を基幹システムと連携し、業務効率化を実現

【高松青果株式会社】

- 高松青果（株）は、働き方改革の一環としてDXの推進に取り組んでおり、LINE認証でサービス利用が可能な、シンプルで分かりやすいユーザーインターフェイスデザインのアプリ「nimaru（ニマル）」を2020年に導入。これにより、**生産者との情報共有や基幹システムとのデータ連携（出荷・販売情報）**を通じて**業務の効率化を実現**。
- 情報のデジタル化を行うことで、**時間と場所を選ばず、半数以上の個人出荷者との情報共有**を実現。写真付きのメッセージによるリアルタイムでの情報交換のほか、**過去の情報も確認**できるため、出荷者は**収穫作業や出荷計画の参考**に活用し、満足度が向上。
- また、基幹システムとのデータ連携により「**出荷情報の入力**」や「**販売情報の連絡**」が**自動化**でき、業務効率の向上を実現。産地訪問や商談、社内研修、新規プロジェクトなど人ではできない業務に注力。

効果 >> (生産者) デジタル化による時間と場所からの解放
(卸売会社) データ連携による業務効率化



4 予算関係



<対策のポイント>

我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、新たな基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという課題に対処するため、多様な関係者が一体となって取り組む、①物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、②物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入、③中継共同物流拠点の整備の支援等を行うことにより、遠隔産地の負担軽減を進めるとともに、若手や女性トラックドライバーも継続的に従事可能な農林水産品・食品の流通網を構築し、将来にわたって持続可能な食品流通を実現します。

<事業目標>

物流の効率化に取り組む地域を拡大 等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 持続可能な食品等流通対策事業

120（150）百万円

物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト等の取組や物流の効率化等に必要な設備・機器等の導入を支援します。

2. 持続可能な食品等流通緊急対策事業【令和6年度補正予算額】2,973百万円

① 物流生産性向上推進事業

973 百万円

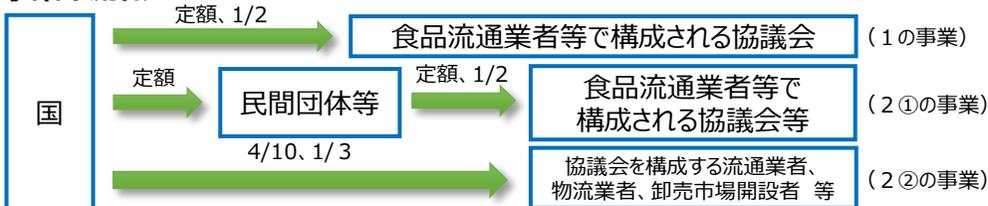
物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の効率化、デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の導入を支援します。また、関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信、産地や業界等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

② 中継共同物流拠点施設緊急整備事業

2,000百万円

中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1、2の①事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室 (03-6744-2389)
(2の②事業) 食品流通課卸売市場室 (03-6744-2059)

流通関係者による協議会

産地 卸売業者 小売業者 物流事業者 ITベンダー 等

補助事業を活用した実装、設備・機器等導入、施設整備

<実装支援>

標準仕様パレットでの輸送



モーダルシフト



<設備・機器等の導入支援>

パレタイザー



クランプフォークリフト



<中継共同物流拠点の整備>

大型車に対応したトラックバース



コールドチェーン確保のための冷蔵設備



新たな食品流通網の構築



<対策のポイント>

災害時においても国民への食料の安定供給を維持するため、国内の生鮮食料品等の流通の基幹的なインフラである卸売市場において、**防災・減災対応を行うための施設整備を支援**します。

<事業目標>

災害時に各都道府県の主要な卸売市場が業務を停止し、食料の安定供給ができなくなるリスクを回避

<事業の内容>

都道府県毎の主要な卸売市場において、想定される災害発生リスクに対応した防災・減災対応を行うための以下の施設整備を支援します。

1. 災害発生リスクがある地域からの移転

大雨や高潮等による浸水想定地区から高台等への移転再整備を支援します。

2. 施設の耐震化、耐水化、耐風化対策

施設の耐震補強、風水害を回避するための高上げ、補強等の整備を支援します。

3. 非常用電源施設、非常用燃料ストック施設 等

非常用発電機、発電機用燃料タンク等の整備を支援します。

<事業イメージ>

(卸売市場の被災)



大雨による浸水被害（荷捌場）



台風による浸水被害（売場内部）



地震による施設被害

(防災・減災対策)



浸水のおそれのある現在地から移転



耐水化、耐風化



耐震化

<事業の流れ>



食品流通拠点整備の推進（強い農業づくり総合支援交付金の一部）

【令和7年度予算概算決定額 11,952（12,052）百万円の内数】

<対策のポイント>

卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援します。

<事業目標>

- 物流の効率化に取り組む地域を拡大
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%〔2030年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 卸売市場施設整備

生鮮食料品等の流通の確保のための機能の高度化、輸出拡大、防災・減災対策を実現するため、

- ① 物流の効率化・自動化・省力化
- ② 共同輸配送等に対応する物流機能の強化
- ③ デジタル化・データ連携の強化
- ④ 品質・衛生管理の高度化
- ⑤ 分荷機能の強化
- ⑥ 輸出先国までのコールドチェーン・衛生管理基準の確保
- ⑦ 災害時の物資調達・供給拠点機能の強化

等に資する卸売市場施設の整備を支援します。

2. 共同物流拠点施設整備

物流効率化やCO2排出削減に資する共同配送・モーダルシフトのためのストックポイント等の共同物流拠点施設の整備を支援します。

<事業イメージ>

1. 卸売市場施設整備



全天候型で、左右どちらにも荷下ろし可能な中央通路



外気の影響を受けないドックシェルター



需要に対応した大小の定温施設



データ連携・デジタル化による業務の改善



自動搬送装置



加工処理施設

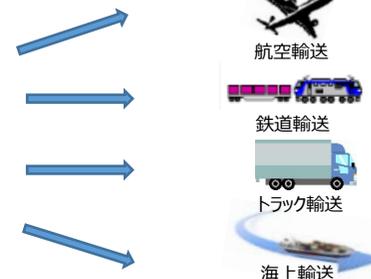


非常用電源

2. 共同物流拠点施設整備



共同物流拠点



<事業の流れ>

